

事 調 第 1 5 8 号
令和7年(2025年)4月16日

一般社団法人
北海道農業土木協会事務局長 様
一般社団法人
北海道農業建設協会事務局長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課
技術担当課長

「建設業に属する業務を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の「確認結果表の作成に当たっての解説」の一部見直し等について

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業技術企画室ならびに環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室より、一部見直しを行った旨の通知が建設部建設政策局建設管理課を通じてありましたので、貴協会員に周知をお願いします。

〔技術指導係〕